

序章

『古事記』

『万葉集』

の表記における問題点

## 第一節 研究の対象と先行研究

### 一 研究の対象

和語を表記するにあたって、もっぱら漢字が使用された上代においては、その表記は、大きく分けて三つの方法が取られた。第一の方法は、和語の意味を直接的に漢語によって表記する方法である。『日本書紀』などの正格の漢文体は、基本的にこの方法に拠っており、漢字の一字一字が和語の語形との緊密な対応をもたないまま表記される。

第二の方法は、和語の意味のみならず和語の語形をも漢字によって表記する方法であり、『古事記』『万葉集』の訓字(1)がその代表的な例として挙げられる。訓字は、さらに、和語の意味と漢字の字義とが対応する正訓字と、和語の意味を解説的に表記した義訓字(2)とに分されるが、そのうち、義訓字は、『万葉集』において特徴的な用字であり、『古事記』では、その使用は一般的でない。

和語を漢字に表記するにあたっては、如上の方法の他に、さらに、第三の方法として、和語の語形のみを、漢字の持つ音、または訓によって表記する方法も取られた。この方法による表記は、漢字の音を利用した借音字（音仮名）と、漢字の訓を利用した借訓字（訓仮名）とに分けられる。

これらの三つの表記の方法は、すでに七世紀以前の金石文、木簡資料に見出されるもの

である。だが、和語の語形の表記が文字表現と関わってなされ、しかも、それが質・量ともに充実するのは、八世紀の『古事記』『万葉集』にまで下る。

『万葉集』の歌は、右に掲げた三種の方法のうち、第二・第三の方法による表記がなされておき、また、『古事記』においても、第二・第三の方法による表記が中心を占める<sup>一三</sup>。言うまでもなく、『古事記』と『万葉集』は、一方は散文、一方は韻文といった相違が認められるが、和語の語形が表記されているという点についていえば、『古事記』と『万葉集』の訓字・仮名は、質的に等価であると考えられよう。本論文では、和語の漢字による表記と表現を考察するという見地から、『古事記』『万葉集』を研究の対象として取り上げる。『古事記』『万葉集』の両書に互る表記のありようについては、いまだ本格的に研究がなされておらず、検討の余地が残されている研究領域である。上代における漢字の使用を総体的に把握するためにも、両書に窺える和語の表記を検討することは必要であるといえよう。

『古事記』『万葉集』の表記についての研究は、それぞれ別個になされるという傾向にある。その要因として、散文と韻文という差の存することがまず挙げられるが、それとともに、初期の表記研究が、注釈と深く関わってなされている点も関係しているであろう。『古事記』の表記の研究は、本居宣長『古事記伝』から始まり、『万葉集』のそれは、さらに遡り、仙覚『萬葉集註釈』の言及をその嚆矢とする。その後、表記を中心にした研究がなされるようになって、如上の方向性は基本的に変わっていない。以下、両書の表記

の有する問題点を明確にするために、『万葉集』『古事記』の順に、和語の表記という観点から表記研究史の概略を見てゆきたい。

## 二 先行研究（1）——『万葉集』を中心に——

『万葉集』の表記研究史を通覧してみるならば、近世までの表記研究の中心は、『万葉集』の用字の分類にあった。その分類は、仙覚『萬葉集註釈』にまで遡る。仙覚は、『万葉集』の「書様」について次のように述べる。

下僕万葉集歌、有三四種書様一、一者真名仮名、二者正字、三者仮字、四者義読也

（『萬葉集註釈』奏覽狀）

仙覚は、「奏覽狀」で『万葉集』の「書様」を、「真名仮名」「正字」「仮字」「義読」の四種に分類し、これらの用語を次のように注釈にも用いている。<sup>(4)</sup>

彼山（立田山——引用者注）ノ名、此集ノ中ニサマザマニカキタリ。或如今歌、立田山トモカケリ。コレ半仮字ナリ。或龍田山トカク、正字也。或ハ多都多山ト書ク、真名、  
仮名也

（卷一・八三、「立田山」の注）

今ノ歌ニモ蜻火之トカキタレドモ、コレハコトバノオナジケレバ、仮字ニカキタル也  
（卷十・一八三五、「蜻火之」の注）

仙覚の言う「真名仮名」<sup>(5)</sup>、「正字」「仮字」は、それぞれ、先述の借音字、正訓字、借訓

字とほぼ同義であると考えられる。また、「義読」については、

凡此集ノ習、正字、仮字、義読等ヲカキマジヘテ、(以下略)

(卷一・五〇、「不知園」の注)

イサナトリノ詞、此集ノ中二十二箇所アル也。仮字、義読、真名仮名等ヲモチキタル

コト、一様ナラズ(中略)鯨魚者、洋中之大魚、其氣力最健也。シカレバ、コレヲイ

サナト和ス。半義読也

(卷二・一三一、「鯨魚取」の注)

など、用字として「義読」を解している例の他に、

本ヨリ此集ノ義読ノ詞、相交レル集ナレバ、玉ヲ山トヨム事カタシトスベカラズ

(卷十六・三七九〇、「玉縵之児」の注)

のように、用字が表す訓を「義読」と捉えている例も存する。現在においても、義訓が用字の他に、用字が表す訓をも指す場合があり、「義読」は、義訓とほぼ同義であると理解される。なお、仙覚は、「真名仮名」「正字」「仮字」「義読」の他に、「半仮字」「半義読」という用語も用いている。右の引用文のうち、「立田山」(卷一・八三)の注において、「立田山」を「半仮字」と呼び、「鯨魚取」(卷二・一三一)の注で、「鯨魚」を「半義読」と呼んでいるのがそれであるが、「立」の「仮字」と「田」の「正字」、「鯨」の「義読」と「魚」の「正字」とが混用されていると看做したために「半仮字」「半義読」と呼んだと推察される。仙覚が、「立」は「仮字」、「田」は「正字」、といった用字に即した規定をせず、「立田山」「鯨魚」をそれぞれ「半仮字」「半義読」と呼んだのは、語の単位におい

てその音がどのように表記されているか、という点をも用字の分類基準として取り入れていたことの現れと解してよいであろう。

『萬葉集註釈』に見られる用字の分類は、中世・近世の表記研究においてなされた用字の分類の基本となる。この時期における用字の分類の中では、春登『萬葉用字格』（文化一五年（一八一八））の分類が後世に大きな影響を及ぼしたが、『萬葉用字格』以前にも、由阿、契沖、荷田春満らが分類項目を追加し、また、分類基準について言及している点は留意すべきであろう。

由阿の分類は、

当集有二四種書様、一 眞名仮名、二 正字、三 仮字、四 義読焉

（『詞林采葉抄』卷十）

のように、仙覚の分類と同じく、四分類を基本とし、さらに、「正字」「仮字」「義読」については、それぞれ、「通正字」「別正字」、「全仮字」「半仮字」、「全義読」「半義読」の下位分類を設ける。「半仮字」「半義読」の用語は、すでに『萬葉集註釈』においても使用されており、分類基準も仙覚と同然であると考えてよいが、ここで、注意されるのは、「別正字」の項を設けている点である。「別正字」について、由阿は、

別正字者 霍公鳥郭公 芽子菽 黄葉紅葉等也

（同右）

と述べており、熟字を用いた正訓字を他の正訓字から区別していたことが窺い知られる。契沖、荷田春満の分類は、仙覚、由阿の分類を大きく出るものではない。だが、分類の

基準について言及がなされている点は看過し得ない。まず、契沖は『万葉集』の用字について、次のように述べている。

(これ以前本文を欠く―引用者注)名、丹穂等ノ類ナリ。六ニハ義訓、正字ト和漢ノ仮名ハ迷フコト少ナシ。仮字モ亦知易シ。唯此義訓ニ付テ迷フベキ事ハアルナリ。義訓トハ、恋水ヲナミダトシ、丸雪ヲアラレトスル類ナリ。以上各全半アリ。或ハ音ノ仮名ト訓ノ仮名ト交ハリ、正字ト仮字トノ交ハル類ナリ。全トハ春花秋月ハ全ノ正字、波流乃波奈ハ全ノ音仮名ナリ。余モ此に准ラフベシ。半トハ白風ヲアキカゼトヨミ、若月ヲミカヅキトヨム類ハ、半バ義訓、半バ正字ナリ。ヒグラシヲ日倉之トカケルハ三種ヲ交ヘタリ

(『萬葉代匠記』精撰本・惣釈雑説)

引用文の前の本文を欠いており、その全容を窺い知ることとはできないが、右の引用文にみえる、「正字」「義訓」「音ノ仮名」「訓ノ仮名」は、それぞれ、正訓字、義訓字、借音字、借訓字にほぼ相当する。また、「仮字」が、「音ノ仮名」「訓ノ仮名」とともに用いられているが、これは、

土ヲ尔トヨムコト、此集第一第九ノ仮字ニ、シラニト云ニ白土トカケルニテ知ベシ

(同右、卷一・五)

柄モ仮字ニテ枝ナリ

(同右、卷三・四〇七)

などの記述から、語の単位を借訓字によって表記した、いわば宛字に相当する用字を、「仮字」と呼んでいたと推察される。「正字」「仮字」「義訓」に、「全」「半」があるという考

えは、仙覚・由阿と同じである。契沖においても、個々の用字から見た分類基準と、語の単位の表記から見た分類基準とを合わせて、「正字」「仮字」などの用語を使用している。また、契沖は、「正字」<sup>(7)</sup>について、その認定の基準についても言及している。

靈刻トカケル事、集中六箇所アリ。然レバ是正字ナルベシ (同右、惣釈枕詞上)

八隅知之<sup>(8)</sup>(中略) 此枕詞集中二十余モアル中に、多分今ノ如ク書タレバ此ヲ正字トスベシ (同右、惣解枕詞下)

右の引用文では、「靈刻」「八隅知之」が、同じ表記がなされている用例の多さによって「正字」と認定されている。契沖の「正字」の認定には、その表記が慣用的であるか否か、という基準が含まれていた。一方、荷田春満は、表記の分類について直接的な言及はしていないものの、

八隅知之は字義にはよらず、音訓かり用ゆるのみ也。訓をかるを借訓とし、音をかるを借音とす。されば、八隅は借訓にて息の義なり。知之は借音にて鹿の義也。下皆これにならへ (『萬葉集僻案抄』卷一・一三)

此集、秋風を金風とかけり。義訓の字也 (同右、卷一・七)

村肝とかけるは借訓にてかへりてよみやすければ也。すべて借訓の字を書くはよみやすき為をしらずして、正訓とおもひたがへる説にあやまりおほきなり (同右、卷一・五)

などの注から、「正訓」「借音」「借訓」「義訓」によって表記を分類していたことが知ら

れる。春満もまた、「正訓」の認定について言及しており、

此集は字義と歌詞と相かなふこと正訓とす。字義にかなひても歌詞に句例なければとらず、又歌詞にかなひても字義にそむくはとらず（『萬葉集童子問』卷三・三〇四）と述べている。語と用字の字義とが意味的に対応することを「正訓」の認定の基準としていたと考えられよう。『萬葉集』の用字を「正音」「略音」「正訓」「義訓」「略訓」「約訓」「借訓」「戲書」の八項目に分類し、現在の用字分類の基礎を築いた『萬葉用字格』も、「正訓」の認定については、春満の考えと基本的に同じである。

先<sup>ッ</sup>天を阿米、地を都知と訓るは言の意と字の義と相<sup>ッ</sup>当ればまさしき正訓なり。（中略）又、一種言と義と疎きに似たれど古書に多く用ひなれたるは此<sup>ッ</sup>も正訓とす。譬へば不知を日本紀に伊佐と訓<sup>ッ</sup>み、服を古事記に波多と訓る類なり。其<sup>ッ</sup>外字義にあはざれども古昔<sup>（イニシク）</sup>より訓み来れるあり。縵を加都良、椋を久良の類（例言）

『萬葉用字格』では、和語の語義と漢字の字義とが意味的に対応している用字を「正訓」としつつ、意味的に対応しない場合でも、古書に多く使用されていたり、慣用的に訓まれたりしている例を「正訓」の範疇に含めている。ここでは、「正訓」を認定するにあたり、漢字の字義との意味的な対応の有無とともに、表記の慣用の有無をも基準として取り入れていたと考えられる。

漢字の字義と和語の語義とが意味的に対応しない用字と正訓字との関係については、以後の表記研究において、さほど注意されなくなる。表記研究は、『萬葉用字格』以後、鹿

持雅澄『萬葉集古義』、高橋残夢『萬葉国字抄』（嘉永元年（一八四八））などを経て、大正末から昭和初期にかけて集中的になされた研究へとつながっていくのであるが、これらの研究における主要な関心は、分類の細分化と分類の簡明化という二つの相反する方向へと分かれた。前者の代表的な研究には、森本治吉「萬葉集の研究―用字法を中心として―」（『岩波講座 日本文学』）が挙げられよう。森本前掲論文は、『万葉集』の用字分類を行うにあたって、

- （1） 有意義か無意義か
- （2） 使われている文字が音か訓か
- （3） 一語を表記するのに何文字用いられているか
- （4） 用字の音（訓）がどれだけ訓まれているか
- （5） 文字の位置が上から下に順に置かれているか
- （6） 一語が全部訓（又は音）で表されているか、音訓混交して用いられているか

の六項目の分類基準を立て、（4）の分類基準を基礎にし、他の分類基準を補助の基準とする詳細な分類を作成した。この分類は、語を単位とする表記がどのようなになされているか、という用字の運用面に重点を置いた分類である。対して、後者の代表的な研究には、武田祐吉『上代国文学の研究』（「三 文字使用法と文章」）、が挙げられる。『上代国文学の研究』では、漢字の内容に一致するか否か、音で訓むか訓で訓むか、の二項目の基準を組み合わせ、

(1) 漢字の内容に一致して用ゐ、字音を以て読ましむるもの

(塔、過所、餓鬼、力士)

(2) 漢字の内容に一致して用ゐ、国訓を以て読ましむるもの

(日、月、松、山、恋、清、高、亦)

(3) 漢字の内容に一致せずして用ゐ、字音を以つて読ましむるもの

(多良志比売、許許呂(心)、伊弊(家))

(4) 漢字の内容に一致せずして用ゐ、国訓を以つて読ましむるもの

(射等籠(地名)、五十等児(地名)、白土(知らに)、猿尾(助動詞及助辞))

の四項目に分類した。右の分類の特徴は、「塔」「餓鬼」などの字音語を用字の分類の内部に位置付けた点であろう。以後、この分類項目は、澤瀉久孝「萬葉集―文字使用及び訓み方」(『国語国文の研究』第四号)にも採用され、現在においても分類項目として採用されることが多い。森本治吉前掲論文が、語を単位とする表記がどのようなようになされているか、という点を分類の一基準としていたのに対し、右の四分類では、語を単位とする表記が前提として措定されている。以後、武田祐吉前掲書の四分類を基本とし、その下位分類として『萬葉用字格』の用語を位置付ける分類が多く行われるようになる。この四分類を基本とした分類には、簡明さを求め、典型的な例を提示しようとする姿勢が窺えるけれども、契沖、春登が取り上げた、字義に対応しない用字と正訓字との関係についての問題は、分類に反映されていない。

右に述べたような、用字の分類の細分化や分類の捉え直しが試みられる一方で、昭和初期以降、従来の用字の研究ではさほど注目されていなかった用字や、巻別・作者別の表記のありようなどについての研究がなされ、表記研究の対象が多様化していくようになる。その中で、和語の表記と表現のありようという点に関連して注意されるのは、

我がやどに鳴きし雁がね雲の上に今夜鳴くなり国へかも遊群ユク（卷十・二一三〇）

妹が名は千代に流れむ姫島の小松が末に苔むす万代マンダイに（卷二・二二二八、河辺宮人）

玉葛花のみ咲きて成らざるは誰が恋ならぬ我は孤悲コヒ思ふを（卷二・一〇二、巨勢郎女）

の「遊群」「万代」「孤悲」などの表意性を有する仮名についての研究である。「遊群」は、高木市之助「変字法に就て」（『吉野の鮎』）が、「うち群れ行く意味」を認め、「万代」「孤悲」は、それぞれ、吉澤義則「萬葉集に於ける文字の文学的用法に就て」（『国語・国文』第三卷第一号）、武智雅一「萬葉集に見える聯想的用字」（『文学』第一卷第八号）が表意性を有すると捉える。また、『万葉集』の用字における漢語の摂取、応用についての研究も看過し得ない研究であるといえよう。この分野の研究については、早く、木村正辞『萬葉集訓義弁証』（安政二年（一八五五））、『萬葉集文字弁証』（同上）が先鞭を付け、用字と漢語の字義との関係についての綿密な考証を行ったが、本格的に研究がなされるようになるのは、昭和二十年代以降である。その代表的な研究として、小島憲之氏の『上代日本文学与中国文学 中』（第五篇第四章）、「萬葉用字考証实例（一）」（四）」（『萬葉集研究』第二集）第四集・第七集）が挙げられる。『上代日本文学与中国文学 中』では、『万葉

集』における漢語の撰取、応用のありようについて検討・考察を行い、「萬葉集用字考証  
実例」では、『万葉集』の用字と漢語の字義との関係について、上代において利用された  
字書である原本系『玉篇』の訓詁を通して検討している。表意性を有する仮名、ならびに、  
用字と漢語の字義との関係は、和語の表記のありようをより深く把握するためにも、なお  
追究されるべき課題としてある。

### 三 先行研究（2）——『古事記』を中心に——

『古事記』の表記研究は、『万葉集』のそれより遅れ、本居宣長『古事記伝』から本格  
的になされるようになる。『古事記伝』は、「古言を記すに、四種の書ざまあり」として、  
次のように述べている。

一には仮字書、こは其言をいささかも違へざる物なれば、あるが中にも正しきなり。二  
には正字、これは阿米を天、都知を地と書類にて、字の義、言の意に相当て、正し  
きなり。（中略）三には借字、こは字の義を取らず、ただ其訓を、異意に借て書  
を云、序に因レ訓述者、詞不レ逮レ心とある是なり、神名人地名などに殊におほし。  
其余のただの言にも、まれには用ひたり。（中略）四には、右の三種の内を、此彼交  
へて書るものあり

（文体の事、伝一・二十七、二十八葉）

「仮字（書）」「正字」「借字」は、それぞれ、借音字、正訓字、借訓字に相当しよう。

『古事記伝』の分類は、四項目めの分類項目より、語を単位とする表記から見た分類であることが知られる。宣長は、右のように、『古事記』の表記を「仮字（書）」、「正字」「借字」に分類したが、そのうち、「仮字（書）」と「借字」の用法について相当の注意を払っていた点が注意される。

或人、借字も即仮字なれば、別に借字といふことは有べくもあらず、又古書の仮字に、訓を用ひたることなしとも云べからず、というは精しからず。仮字借字、いひもてゆけば同じことなれども、此記にも書紀にも、歌又訓注などに、訓を用ひたること一もなし。其は正しき仮字の例に非るが故なり。此をもて、借字は別に一種なることを知べし

（仮字の事、伝一・四十二葉）

右に述べられているような「仮字」と「借字」に対する弁別意識は、『古事記』において用字がどのように運用されているか、という点に重きを置いていた態度の現れとして理解し得よう。『古事記伝』以降の研究においても、『古事記』の用字は、正訓字、借訓字（訓仮名、訓仮字）、借音字（音仮名）の三種に分類され、現在においても基本的に変わっていない。そして、『古事記』の表記研究は、それぞれの分類範疇が有する性質の解明に関心が向けられてきた。そのうち、正訓字については、『古事記伝』の「漢のふりの厠らぬ、清らかな古語を求めて訓べし」（訓法の事、伝一・四十六葉）という訓読の態度に対する批判を承けて、用字と訓との対応を考慮した研究が盛んになった。中でも、最も進展を見せているのは、類義の関係にある用字の使い分けについての研究であろう。この分

野の研究は、現在においても『古事記』の表記研究の主流を成している。<sup>(1)</sup> その一方で、用字と訓との対応それ自体にも目が向けられ、その代表的な研究として、亀井孝「古事記はよめるか―散文の部分における字訓およびいはゆる訓読の問題―」（『古事記大成（第三巻）言語文字篇』平凡社）が挙げられる。亀井孝前掲論文では、太安万侶が、用字が有する和語の一定した語形である「クン」から文脈全体を和語に還元する「ヨミ」の操作の上について、『古事記』を「よむ（理解する）」ことを読者に期待しながら本文を書いた、と推測する。さらに、『古事記』において、「クン」と「ヨミ」とがどこまで確立していたか、という問題を提起し、「クン」の固定が、「而」「袁」「者」に及んでいるとしつつ、「ヨミ」については、

一体、「訓ヲ以テ録」した散文の部分を、韻文のやうに表現の細部にいたるまで、一定の、このヨミかた以外ではいけないといふかたちでヨムことをヤスマロは要求してゐたらうか。それを要求しなかつたからこそ、歌謡の部分だけを、あのやうなかたちで書きのこしたものであらう。しかし、それなら、『古事記』は、よめないか。いな―。それは、完全なかたちではヨメない。しかし、訓で書いてあるからには、よめる。すなわち、ヨメなくてもよめるかきかたの方が、有意義―*perinent*―であると、すくなくとも、ヤスマロの考へとしては、判断せられたにちがひない。

と、『古事記』の全文が一定の訓で訓み得るとする訓読の態度を批判した。だが、『古事記』において、用字が和語の一定の語形を有すること、すなわち、和語の語形と用字との

な対応がかなりの用字に存した、と解する見解が大勢を占めるが、その質や度合い、および、『古事記』の訓読との関わりなどについては、現在においてもなお論議がなされている。<sup>(11)</sup>一方、『古事記』の借音字・借訓字の研究は、それぞれの使用の様相についての考察がその中心を占めており、そのうち、使用字種の分布、および、使用の条件についての研究に進展が見られる。<sup>(12)</sup>だが、借訓字については、正訓字との関係が問題として残されているといえよう。この点については、すでに『古事記伝』が、主だった「借字」を掲げた後に、<sup>(13)</sup>上件の字ども、常に多く借字に用ひたり、但し此字どもを書くは、皆借字なりといふにはあらず、正字とも借字とも、さだかに弁へがたきところも多かり

(仮字の事、伝一・四十二葉)

と、「正字」か「借字」か判断し難い用字が存することを認めている。以後も、正訓字か借訓字か判断の困難な用字については、個別的に取り上げられ、検討されているもの<sup>(14)</sup>、かような用字を表記法として位置付けるまでに至っていない。正訓字、借訓字の性質をより明確に把握するためにも、如上の用字の表記法としての位置付けが必要であろう。

## 注

(1) 第一・第二の方法のように、和語の意味を表記した漢字は、今日、訓字と呼ばれる

が、第一の方法による表記も含めた訓字を「広義の訓字」、第二の方法による表記を「狭義の訓字」と分けることが可能であろう。本論文では、特に断らない限り、「訓字」を「狭義の訓字」の意味で用いる。

(2) 「義訓字」は「義訓」とも呼ばれるが、「義訓」は、後でも述べるように、用字が表す訓を指す場合が存する。本論文では、「正訓字」「借音字」「借訓字」と対応させて、原則として「義訓字」の用語を用いる。

(3) ただし、『古事記』においては、第一の方法が取られていると覚しき箇所も見える。次にその一例を掲げる。

於レ是、天皇登ニ高山一見ニ四方之国一、詔之、於ニ国中ニ烟不レ発。国皆貧窮、故、自レ今至ニ三年一、悉除ニ人民之課役一。是以、大殿破壊、悉雖ニ雨漏一、都勿ニ修理一、以レ械受ニ其漏雨一、遷ニ避于不レ漏处一。後見ニ国中一、於レ国満レ烟。故、為ニ人民富一、今科ニ課役一。是以、百姓之榮、不レ苦ニ役使一。故、称ニ其御世一謂ニ聖帝世一也  
(下卷・仁徳天皇)

右の文章は、福田良輔氏「古事記の純漢文的構文の文章について」(『古代語文ノ一ト』)が「純漢文的文章」として引用している文章であるが、この文章の用字全体が和語の語形を表記していると即座に認めることはためらわれる。本論文では、『古事記』の用字のうち、第二・第三の方法に拠ると認められる用字を考察の対象とする。

(4) 『萬葉集註釈』における四種の用語の使用については、なお乾善彦氏「仙覚『万葉

集註釈』の文字意識」(『帝塚山学院大学 日本文学研究』第21号)をも参照。

(5) ただし、「真名仮名」については、多義的に使用されており、

此歌ノ中ノ五文字、古点ニハ、アサボラケト点ゼリ。此詞フルクハ、アサヒラキトイヒケリトミエタリ。此集ノ真名仮名ノ所ニアマタアリ

(卷三・三五一、「旦開」の注)

ヨルヲヨラトイヘルコト、真名仮名ノ所にミエタルベシ

(卷四・五四八「今夜之」の注)

などのように、音仮名主体表記卷(卷五・卷十四・卷十五・卷十七・卷十八・卷二十)を指している例も存する。

(6) 岩波書店版『契沖全集 第一卷』(一七七頁)は、「コノ間落丁カ」と注記する。

(7) 契沖は、「正字」を、「位ハ幽齋本ニ位ニ作レルヲ正字トスベシ」(『萬葉代匠記』精撰本、卷十一・二三八七)のように、本文として正しい字、の意にも用いているが、かような「正字」の例は、検討の対象から除く。

(8) 八項目の分類項目のうち、「古家」<sup>ソルヘ</sup>「網引」<sup>アヒキ</sup>などの「略訓」と「荒磯」<sup>アサツ</sup>「水沫」<sup>ミサツ</sup>などの「約訓」については、澤瀉久孝「萬葉集―文字使用及び訓み方」(『国語国文の研究』四号)が語法上の変化と位置付けて分類項目から削除し、現在では、「約訓」「略訓」を除いた分類が広く通行するに至っている。なお、「戲書」については、上田秋成『万葉集會説』(寛政六年(一七五五))が「正字、義訓、音訓、戲訓、正仮名、借仮名

等の法あり」(訓法)と、「戯訓」の語を用いており、また、秋成が編した『万葉集見安補正』(寛政七年(一七九六))では、「神楽浪」(ササナミ)、「楽浪」といった今日の戯書に相当する表記が「戯訓」と呼ばれている。

(9) 宣長の訓法に対する批判については、石井庄司氏「古事記の訓法」(『古典考究 記紀篇』)、倉野憲司「古事記伝について」(『古典探究』)を参照。

(10) この分野の先行研究は数多く存するが、代表的な研究として、横山英「古事記の「恐」と「畏」」(『文学』第九卷十二号)、古賀精一「古事記における会話引用―白、奏、詔、告の用字法―」(古事記年報(2))、『日本思想大系 古事記』「類義字一覽」(同訓異字一覽)(小林芳規氏執筆)、山口佳紀氏『古事記の表記と訓読』(第五章)などが挙げられる。

(11) この点の論議に関しては、小林芳規氏「古事記の用字法と訓読の方法―訓注よりの考察―」(『文学』第三十九卷第十一号)、小松英雄氏『国語史学基礎論』(第一部第三章)、小林芳規氏「古事記音訓表(上・下)」(『文学』第四十九卷第八号、第五十卷第一号)、山口佳紀氏注10前掲書(第一章)、小松英雄氏『日本語書記史原論』(総説、第六章)を参照。

(12) 主だった研究として、高木市之助「古事記歌謡に於ける仮名の通用に就ての一試論」(『吉野の鮎』)、武田祐吉「古事記の訓仮字に就いて」(『橋本博士還暦記念 国語学論集』)、西宮一民氏『古事記の研究』(11第三章)、山口佳紀氏注10前掲書(第三

・第四章）などが挙げられる。

(13) この点に関しては、武田祐吉注12前掲論文、山口佳紀氏注10前掲書（第四章）を参照。

## 第二節 表記研究における問題の所在

『古事記』『万葉集』の用字の分類は、先述のように、簡明さを求める方向にある。とりわけ、『万葉集』の用字の分類では、各々の分類項目に典型的な具体例を掲げるといふ傾向が認められる。こうした傾向の中で、契沖、春登が問題とした、字義に対応しない用字と正訓字との関係については、それほど重視されてはいない。だが、ここで注意されるのは、『古事記』『万葉集』には、表記法の位置付けに揺れが生ずるような用字が少なからず存することである。かような用字の存在は、表記法についてなお検討の余地が残されていることを示しているといえよう。

そこで、まず第一に問題となるのは、訓字、とりわけ、正訓字の位置付けである。一般に、和語の語義と漢字の字義とが意味的に対応する関係にある用字が正訓字と規定される。だが、『古事記』『万葉集』には、鹹水・潮水の意を表す「塩シホ」、数える意を表す「読ヨム」など、正訓字の規定に沿わない慣用化した用字も見える。もとより、これらの用字の表記法としての位置付けがなされる必要があるが、その際、留意すべきは、用字の字義が、漢語において見られる字義、すなわち、本来的な字義（イ）なのか、それとも漢語の受容の段階で新たに獲得された字義なのか、という点である。この点についての検討は、右の「塩シホ」「読ヨム」の表記法としての位置付けのみならず、正訓字による表記の様相を明らかにすることにも繫絡する。

次に、第二の検討すべき問題として、第一の問題において対象となった用字以外の、正訓字と借訓字との間で位置付けが揺れる用字の問題が挙げられる。これらの用字の中には、和語の語義と本来的な字義との比較を行うことによって表記法としての位置付けが可能となる用字も存するが、『万葉集』においては、

秋の露はうつしにありけり水鳥の青羽アヲバの山の色付く見れば（巻八・一五四三、三原王）  
秋の日の穂田を雁カガがね暗けくに夜のほども鳴き渡るかも

の「青羽」「雁」のように、依拠する文脈によつて正訓字とも借訓字とも位置付けられるような懸詞が存する。同じ正訓字と借訓字との間で位置付けに揺れが存する例であるが、懸詞の表記は、正訓字と借訓字のいずれが選択されたのか、という用字の選択意識の問題であるといえる。また、『万葉集』には、表記法としての位置付けが十分になされていないために、訓の揺れを生ずるような用字も存する。これらの問題も、表記法を総合的に把握するために検討を要するであろう。

さらに、第三の検討すべき問題として、前節で取り上げた表意性を有する仮名の問題が挙げられよう。「遊群」「万代」「孤悲」は、ひとまず仮名として位置付けられるものの、表意性を有する点において、正訓字との関係が十分に明確にされているとは言いがたい。この問題は、表記を、用字の単位で捉えるか、語の単位で捉えるか、という先述の分類基準とも関連する。

如上の三点の問題の対象となる用字を表記法の内部に位置付けるためには、和語の表記の構造についても検討する必要がある。また、問題となる用字のうち、懸詞の表記は、用字が選択される点で、また、表意性を有する仮名は、仮名であるにもかかわらず表意性を有する点で、和語の漢字による表現の問題と密接に関わる。以下、『古事記』『万葉集』における表現の質の差を視野に入れつつ、右の三点の問題について検討、考察を試みたい。

#### 注

(1) 本論文では、以下、漢語において見られる字義を、本来的な字義、と称することに  
する。